平成２７年（フ）第１３号
長崎県松浦市御厨町西木場免214番地、従前の住所長崎県平戸市大久保町2049番地25
債務者　坂本　初江
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月12日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２７年（フ）第１３４号
釧路市昭和南４丁目７番９号　ハイツフレンド201号室
債務者　五嶋　正弘
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第３４３号
静岡県浜松市西区篠原町20155番地　ラ・カーサＡ号室、前住所静岡県沼津市西椎路920番地の８
債務者　乙部　一馬
1　決定年月日時　平成27年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４２４号
静岡県御前崎市御前崎4508番地の１、旧住所千葉県松戸市中矢切375番地の８
債務者　望月　真美
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月９日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８００号
大阪市西成区天下茶屋北２丁目１番22号マンションみかど210号、前住所大阪市西成区千本南１丁目13番３号　シャイン廣瀬107号
債務者　松川　健一（旧姓木原）
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３４０号
大阪市港区三先２丁目19番９―402号
債務者　安田昭仁こと　安　　昭仁
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６９号
東京都東村山市本町４丁目15番地本町アパート５―1003
債務者　上田　邦貴
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４７０号
東京都東村山市本町４丁目15番地本町アパート５―1003
債務者　上田　勝也
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７０８号
東京都東大和市向原５丁目1091番地の９ハイツ白川101号
債務者　神崎　英敏
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５６１号
東京都八王子市別所１丁目39番地２―201
債務者　松村　栄二
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月４日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６９６号
東京都町田市木曽東３丁目31番10号ＳＴ木曽210
債務者　菅原　和江
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月４日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５６号
栃木県下都賀郡野木町大字野渡890番地
債務者　福島　利治
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第６３号
栃木県栃木市大平町富田55番地４
債務者　名和　　崇
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第１２９５号
横浜市青葉区榎が丘34番地１　コーポ青葉台205号
債務者　千葉　英俊
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４８０号
神奈川県藤沢市鵠沼藤が谷４丁目12番９号フラット湘南202号
債務者　近藤真由美
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部